

特集

国土利用計画上三川町計画を策定

平成23年3月議会において可決・策定されました、本町の第3次「国土利用計画上三川町計画(平成23年度～27年度)」につきまして、その概要をお知らせします。

この計画は、国土利用計画法第8条にもとづき、上三川町の区域における、今後5年間の土地利用の基本理念、基本方針、基本方向等を定めたものです。

今後、個別規制法にもとづく土地利用計画や公共事業の実施にあたって、本町における望ましい土地利用の実現のための行政上の指針として活用されます。

国土利用計画上三川町計画の概要

★基本理念

町土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら地域の多様な特性を活かして、健康で文化的な生活環境の確保と持続可能な発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な利用に努め、町民共有の資産として後世に引き継いでいくものとします。

★基本方針及び基本方向

総合計画の将来像に掲げた

「より安心・安全で活力のあるまち 上三川」

を実現するため、利用区分ごとの課題に対応する今後の土地利用の基本方針及び基本方向は、次のとおりです。

土地利用の課題と基本方針

利用区分	課題	基本方針	基本方向
農用地	○農業従事者の減少や高齢化の進行等による耕作放棄地・不作付地の増加が課題です。	○農用地は、維持保全を図ります。耕作放棄地、不作付地は、解消と有効活用を図ります。	○農用地については、今後とも良好な状態で維持保全を図ります。耕作放棄地については、農業生産基盤の整備により有効活用を図るとともに、農用地の利用集積や地域ぐるみで発生の防止、解消に努めます。
森林	○緑と水環境を一体的に保全し、田園環境と調和した土地利用が求められています。	○森林や河川は、良好な自然環境を保全します。農業用排水路は、適正な維持管理に努めます。	○森林については、多面的機能を生かしつつ、保全及び整備を図ります。水面については、適切な維持・管理に努めます。河川については、関係機関と協力して計画的に治水対策を促進します。水路については、適正な維持・管理に努め持続的な利用を図ります。
水面・河川・水路			
道路	○広域幹線道路網、町内道路網の整備のための用地確保と、適切な維持管理が必要です。	○新4号国道は、フル規格化を促進します。幹線道路は、計画的整備のため必要な用地を確保します。	○一般道路については、各地域を結ぶ幹線道路、都市の骨格を形成する道路、地域の活性化等を支援する道路などの整備に必要な用地の確保を図ります。農道については、農業の生産性の向上などのために必要な用地の確保を図ります。

特集

住宅地	○市街地内の低・未利用地の有効利用が求められています。	○上・下水道などの生活基盤を整備し、低・未利用地の有効利用を図ります。	○住宅地については、住宅のバリアフリー化の普及促進、自然景観との調和のとれた安全で快適な居住環境の形成を図ります。また、地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地利用を推進します。
工業用地	○工業用地の確保、商業用施設の適正な誘導が求められています。	○工業・流通系などの用地確保と、産業交流地域の創出を推進します。	○工業用地については、安定した雇用の場の創出、定住化の促進、地域経済の活性化を図るため、必要な工業用地の確保を図ります。
その他の宅地	○商店街の再生が求められています。	○商店街の再生と魅力ある市街地環境の創出を推進します。	○上三川通りを中心とした既存の中心商業地については、商業機能・都市サービス機能の充実を図ります。また、新4号国道沿線に沿道型の商業・業務機能や運輸・流通機能の集積を図ります。
その他	○公共施設等の用地の確保が求められています。	○公共施設等の用地については、計画的な確保を図ります。	○文教施設、公園施設、環境衛生施設、厚生福祉施設、コミュニティ施設などの公共施設等の用地については、環境の保全に配慮して、必要な用地の計画的な確保を図ります。

単位:ha,%

区分	基準年度 平成21年度		目標年度 平成27年度		面積の増減 平成21~ 27年度
	面積	構成比	面積	構成比	
農用地	2,700	49.5	2,676	49.1	-24
森林	148	2.7	146	2.7	-2
水面・河川・水路	603	11.1	603	11.0	0
道路	403	7.4	407	7.5	4
宅地	1,061	19.5	1,084	19.9	23
その他	537	9.8	536	9.8	-1
合計	5,452	100.0	5,452	100.0	0
うち市街化区域	757	13.9	757	13.9	0

★利用区分ごとの規模の目標
 土地の利用区分ごとの目標は、総合計画で示されている平成27年度の将来人口34,000人を前提として、各種計画にかかわる土地利用の変更を見込むとともに、現状及び過去の土地利用転換の推移をもとに総合的に判断して次のとおり設定します。

(概要)

- ①農用地については、転用基準の厳格化や耕作放棄地対策の推進などにより2,676ha程度となる。
- ②森林については、今後も保全を図ることにより146ha程度となる。
- ③水面・河川・水路については、変更がなく現況面積の603ha程度となる。
- ④道路については、一般道路の整備等による増加により407ha程度となる。
- ⑤宅地については、住宅地の伸びは鈍化しますが、1,084ha程度となる。
- ⑥その他については、今後も大きな変更はなく、536ha程度となる。

特集

★計画達成のために必要な措置

この計画を達成するため、次のことを重点的に確な措置を講じていきます。

1. 公共の福祉の優先

土地利用については、公共の福祉を優先させます。

2. 計画的な土地利用の調整

総合計画基本構想を踏まえ、各種土地利用計画との総合調整を行い、土地利用の適正化を図るとともに、住居系などの用途に応じた適正な土地利用を図ります。

3. 地域整備施策の推進

総合計画にもとづき、地域振興施策の積極的な展開と、きめ細かな地域整備施策の推進に努めます。

4. 土地の保全と安全性の確保

農用地や森林の持つ公益的機能の維持向上や水面・河川・水路での治水機能の向上を図ります。

5. 環境の保全

自然環境の保全、形成に努め、自然と共生し環境負荷の少ない、持続可能な町土の形成を目指します。

6. 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、人口や産業の動向、社会資本の整備状況、その他の自然的、

社会的条件を考慮し、適正な土地利用を推進します。

7. 土地の有効利用の促進

農用地については、農業振興地域整備計画にもとづき有効利用を図ります。

森林については、森林資源の保全や管理を強化します。

河川については、河川改修事業など関係機関と協力しながら促進します。

農業用排水路については、適正な維持・管理に努めます。

道路については、安全かつ快適な道路の形成と維持・管理に努めます。

新しい市街地については、地区計画などの導入により良好な市街地環境の創出に努めます。

既成市街地については、街路整備や上・下水道整備等により、秩序ある市街地環境の創出に努めます。

工業・業務用地については、多功南原工業団地への企業誘致を図ります。



8. 多様な主体の協働による町土管理の促進

地域住民、NPO、ボランティア団体等の多様な主体による町土の適正な管理を促進します。

9. 土地利用に関する調査の推進及び指標の活用

地籍調査を計画的に推進します。また、本計画の進行管理の徹底を図ります。



町では、この計画に基づき公共の福祉を優先させた「魅力あるまちづくり」を進めます。

詳しくは、企画課窓口で閲覧いただけるほか、町ホームページでもご覧いただけます。

▼問い合わせ先

企画課 政策調整係

☎ 56 9118